(目的)

第1条 甲は、頭書の業務(以下「業務」という。) の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。 (業務の実施)

- 第2条 乙は、この契約書及び別紙1仕様書及び 別紙3仕様書(以下「仕様書」という。)に基づ き業務を実施しなければならない。
- 2 仕様書において、「委託者」又は「発注者」と あるのは「甲」と、「受託者」又は「受注者」と あるのは「乙」と読み替えるものとする。
- 3 乙は、仕様書に定めのない事項については、 甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は 義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせては ならない。ただし、あらかじめ甲の書面による 承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第4条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務 の実施状況について随時実地に調査し、又は乙 に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、 若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

- 第6条 業務の実施について生じた損害は、乙の 負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責 めに帰すべき理由による場合は、この限りでな い。
- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与 えた場合は、その損害を賠償しなければならな い。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰す べき理由によるときは、この限りでない。

(成果報告書の提出)

第7条 乙は、業務(契約金額を月額その他の区 分に分けて支払う場合は、別表に掲げる区分ご との業務)の実施を完了したときは、遅滞なく 当該完了した業務の成果に関する報告書(以下 「成果報告書」という。)を甲に提出しなければ ならない。

(検査)

- 第8条 甲は、成果報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。
- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に 従いこれを補正しなければならない。この場合 においては、前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項の規定による補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

- 第9条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、頭書の契約金額(契約金額を月額その他の区分に分けて支払う場合は、別表に掲げる当該検査に合格した区分の契約金額に係る額。以下同じ。)の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な 支払請求書を受理したときは、その日から30 日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当 するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、 この契約を解除することができる。
 - (1) この契約に定める義務を履行せず、業務の 遂行に著しく支障を来し、又は来すおそれ があると認められるとき。
 - (2) 公租公課の滯納処分を受けたとき。
 - (3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。 (損害賠償)
- 第11条 乙は、この契約に定める義務を履行し

ないために甲に損害を与えたときは、その損害 に相当する金額を損害賠償として甲に支払わな ければならない。

(秘密の保持)

- 第12条 乙及び乙の業務員は、業務上知り得た 秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らし てはならない。
- 2 第4条ただし書の規定により、乙が再委託を 行った場合、当該再委託先についても、前項の 規定を適用する。
- 3 前2項の規定は、この契約終了後又は解除後 も存続するものとする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第14条 この契約について疑義が生じたときは、 甲乙協議の上、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 この契約に関する一切の紛争について は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行の決定)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約 の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、 決定するものとする。